

寒川町告示第 6 号

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

- 1 実施区域 寒川町岡田二丁目
- 2 実施期日 平成 30 年 3 月 10 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別図のとおり

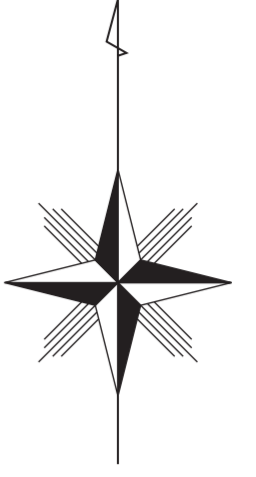
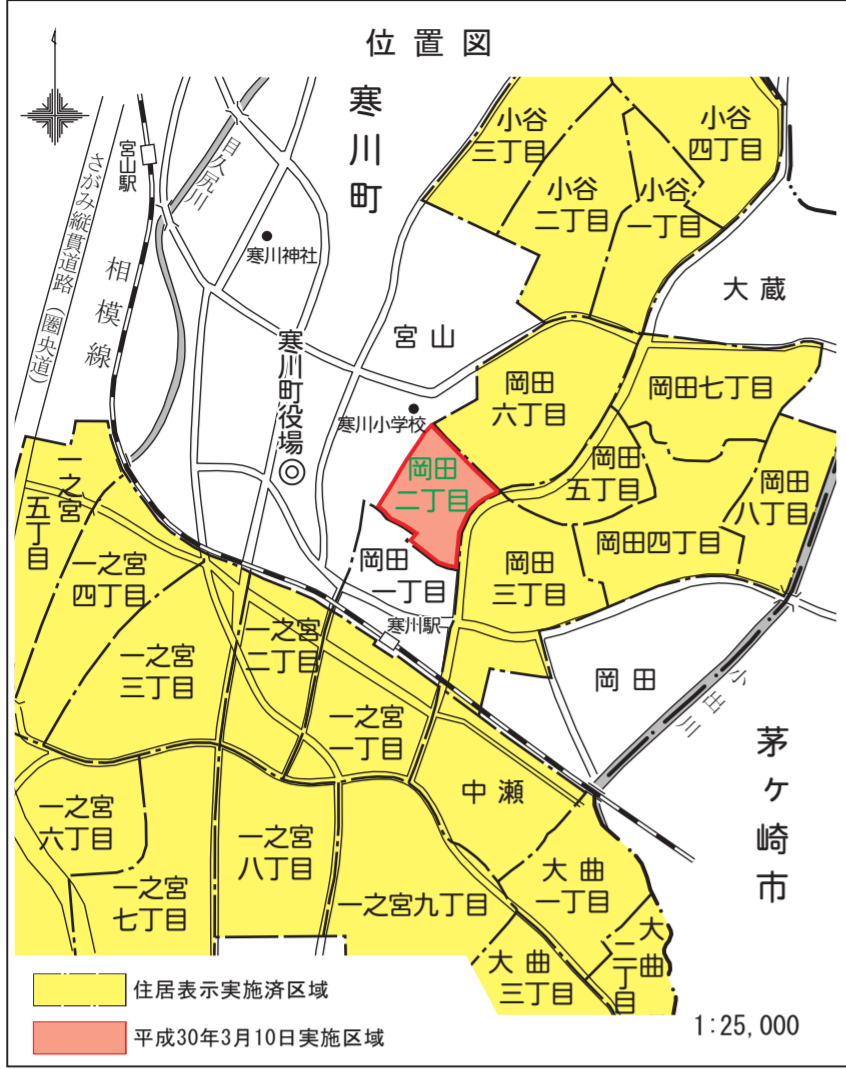
平成 30 年 1 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町 岡田二丁目

住居表示新旧対照案内図

平成30年3月10日施行
(平成29年12月現在)



凡 例	
	新町界
	旧大字界
	町界
	街区界
	街区符号
	住居番号
	旧番地
	公園
	道路・私道

この案内図は、住所の案内用として作成したものです。旧番地については、住所として使用されていたものを記載しており、土地の地番とは必ずしも一致しません。

縮尺 1 : 1,200

